人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース：健康づくり制度）

**Ⅰ．助成内容**

**概要**

　事業主が、雇用管理制度（諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入等による**雇用管理改善を行い、離職率の低下に取り組んだ場合**に助成するものです。

**主な受給要件**

　受給するためには、事業主（雇用管理制度助成コースにおいて短時間正社員制度を導入する場合は保育事業主）が、次の措置を実施することが必要です。

（１）雇用管理制度整備計画の認定

（２）雇用管理制度の導入・実施

　〔１〕諸手当等制度〔２〕研修制度**〔３〕健康づくり制度**〔４〕メンター制度
　　〔５〕短時間正社員制度（保育事業主のみ）

（３）離職率の低下目標の達成

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数区分 | １ 　 ～ ９人 | １０　～　２９人 | ３０　～　９９人 | １００～２９９人 | ３００人以上 |
|  低下させる離職率（目標値） | １５％ | １０％ | ７％ | ５％ | ３％ |

**受給額**

|  |  |
| --- | --- |
| 目標達成助成　 | ５７万円（生産性要件を満たした場合は７２万円） |

**注意点　　令和４年３月３１日で整備計画の受付が休止される予定**

参照：その他の雇用管理制度について

 **Ⅱ．詳細** 「制度詳細」参照

**全体スケジュール（2頁）**

[2021.3.1～2022.2.28]



[2022.5.1～2022.7.31]

2022.3.20

**対象労働者（７頁）**

「通常の労働者」＝“正規の従業員”　いわゆる“パート、アルバイト”は含まない

**対象事業主（１１頁）**

（９）法令に定められた定期健康診断等を実施していること。

**制度の導入・実施（８頁）**

●導入　＝就業規則を変更することにより、雇用管理制度を新たに定めること

●導入日＝新たに定めた就業規則の施行年月日

●実施日＝健康づくり制度の導入を経て、制度に基づく健康診断を実際に行った日

※協会けんぽの案内は４月以降に発送されるので注意が必要か

**健康づくり制度（５頁）**

●**全ての「通常の労働者」に対して、「制度を規定し」**

**「今まで実施していなかった（新しい）健診」を「毎年、実施する」**

**・**「医療機関への・・・・　費用の半額以上を事業主が負担していること。

　（事業主が、費用の全部を負担しない場合は原則対象とならない）」

⇒自治体等で実施している無料検診は対象外

●現在、実施している健診内容の把握が必要。

・生活習慣病予防健診受診者は注意が必要

（胃がん検診＞胃カメラ検診／大腸がん検診＞便潜血検査／子宮がん／乳がん）

⇒健診項目を労働者の選択で選ぶことは可能（年度により異なる健診を受ける）

・歯周疾病健診：定期的に歯科医院で健診を受けている人

　⇒該当月の検診費用を会社が負担する。

　※支給申請時には、個別に氏名が明記された領収書等が必要となる。

**計画の作成（３頁）**

**・スポット対応先だと面倒かも・・・**

・６．離職理由等がわかる資料

・9．法令で定める健康診断を実施していることがわかる資料

・11．事業所が社会保険の適用事業所であることがわかる書類

事業所の労働者が社会保険の被験者であることがわかる書類

**離職率の低下目標（10頁）**

・離職者が発生した直後がチャンス！？・

**Q＆A（1６頁～）**

以上